



住民監査請求の受理及び陳述の実施について

浜松市監査委員は、地方自治法第242条第1項による住民監査請求を令和3年1月4日付けで收受し、同月12日に受理しました。

また、これに伴い、地方自治法第242条第7項に基づく請求人の陳述を実施します。

1 請求人 A氏

2 請求人の主張する事実

本件住民監査請求では、市道の除草に係る北区道路等維持補修(浜松北地区)業務委託料(令和元年7月10日完了分17万2,233円、令和2年7月31日完了分14万745円、計31万2,978円)の支出について、次のとおり主張している。

- ・ 新東名高速道路の建設に伴う用地買収により、請求人所有の土地が囲繞地となったため、中日本高速道路㈱が、請求人に対し、同社所有の周囲の土地及び市道の除草を約束した。
- ・ しかし、令和元年及び令和2年において、当該市道の一部の除草を市が行った。
- ・ よって、中日本高速道路㈱が行うべき除草を市が行い、その費用を支出したのは違法である。

3 請求人の請求する内容

本件住民監査請求では、監査委員に対して、次の措置を求めている。

- ・ 市長に対し、市が支出した費用相当額(計31万2,978円)を中日本高速道路㈱から回収するよう勧告すること。

4 陳述の実施

(1) 実施日等について

- ・ 日時：令和3年2月3日(水) 10時開始
- ・ 場所：市役所本館8階 第3委員会室
- ・ 内容：請求人による請求内容とその補足説明及び監査委員からの質疑

(2) 一般傍聴について

- ・ 傍聴人の定員：10人
- ・ 傍聴の手続：陳述の傍聴を希望する一般傍聴人は、受付手続をしてください。
この受付は、陳述の開始15分前から開始し、先着順となります。
- ・ 注意事項：傍聴者受付に掲示する留意事項(資料1・2)を順守されない方は、退場していただくことがあります。



(3) 取材を希望される場合について

- ・取材される場合は、当日、直接会場へお越しく下さい（会場入り口の受付名簿への御記入をお願いします。）。
- ・撮影は、冒頭のみ可とします。
- ・録音は、陳述開始から終了まで可とします。

5 今後の予定

請求人の陳述、監査結果の決定を経て、住民監査請求の收受日の翌日から起算して60日以内に請求人への通知等を行う。